











障害区分・等級（程度）別制度・サービス一覧表

障害種別	制 度	医 療		手 当 等					補 装 具 等		生 活							
		心 身 障 害 者 医 療 費 の 給 付	 自 立 支 援 医 療 （ <small>更生医療・精神医療</small> ） の 給 付	 自 立 支 援 医 療 （ <small>育成医療</small> ） の 給 付	 心 身 障 害 者 福 祉 手 当	 特 別 障 害 者 手 当	 障 害 児 童 福 祉 手 当	 特 別 児 童 扶 養 手 当	 心 身 障 害 者 扶 養 共 済	 補 装 具 の 交 付 ・ 借 受 け ・ 修 理	 日 常 生 活 用 具 の 給 付 ・ 貸 与	緊 急 時 連 絡 シ ス テ ム	生 活 サ ポ ー ト	 訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	訪 問 理 容 サ ー ビ ス	寝 具 乾 燥 ・ 丸 洗 い	市 シ ョ ー ト ス テ ィ （ <small>短期入所</small> ）	福 祉 タ ク シ ー 利 用 料 金 の 助 成
身体障害者	視覚障害	1級	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	○					○
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○				○
		3級	○	○	○	○			※	○	○	△	△					※
		4級		○	○				※	※		△	△					
		5級		○	○				※	※		△	△					
		6級		○	○				※	※		△	△					
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△					○
		3級	○	○	○	○			※	○	○	△	△					※
		4級		○	○				※	※		△	△					
		5級		○	○				※	※		△	△					
	音声・言語機能障害	3級	○	○	○	○			※	○	○	△	△					※
		4級	△	○	○				※	※		△	△					
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1級	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	○
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△		△	○
		3級	○	○	○	○			※	○	○	△	△					△※
		4級	△	○	○				※	△	△	△	△					
		5級		○	○				※	※		△	△					
		6級		○	○				※	※		△	△					
	内部障害	1級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△			△	△	○
		2級	○	○	○	○			※	○	○	△	△			△		○
		3級	○	○	○	○			※	○	○	△	△					※
		4級		○	○				※	※		△	△					
	知的障害者	①	○			○	△	○	○	○		△			△		△	○
		A	○			○		※	○	○		△			△		△	○
B		○			○		※	○	○							△	※	
C					○		※	※	○							△		
精神障害者	1級	○	○	○	○	△	△	△	△		△						○	
	2級	△	○	○			※	※	△								※	
	3級		○				※	※										
難病患者等						△	△	△		△	△							
所得に応じた負担の有無			○	○						○	○		○				○	
所得制限の有無			○	○						○	○						○	
本文ページ		23	24・25	25	30	30	30	30	33	37	38	44	45	46	46	47	47	49
備 考		65歳以上で新たに心身障害者になった方は対象外		18歳未満の児童に限る	施設入所や他の手当等の併給制限有り	30	30	30	30	33	37	38	44	45	46	46	47	49



のマークがある制度では、マイナンバーを利用します。申請書等の提出の際には「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「個人番号確認書類^(注)と身元確認書類」の提示をお願いします。申請者以外の方が代理人として窓口にお越しの場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものもお持ちください。

(△は一部該当) この一覧表はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

障害種別	制度	生活							税金・公共料金										
		自動車燃料費の助成	運転免許取得費の補助	自動車改造費の補助	リフト付自動車の貸し出し	手話通訳者の派遣	青い鳥郵便葉書	郵便等による不在者投票	住宅改善整備費の補助	所得税・市県民税の控除	自動車関係税の減免	JR運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料		市立施設使用料等の免除
身体障害者	1級	○	△	△				○		○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		2級	○	△	△				○		○	○	○	○	○	○	△	△	○
視覚障害	3級	※	△	△					○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	4級		△	△					○	△	○	○	○	○	○	△	△	○	
	5級		△	△					○		○	○	○	○	○	△	△	○	
	6級		△	△					○		○	○	○	○	○	△	△	○	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△	△		△		○		○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	※	△	△		△			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
4級			△	△		△			○		○	○	○	○	○	△	△	○	
5級			△	△					○		○	○	○	○	○	△	△	○	
音声・言語機能障害	3級	※	△	△		△			○	△	○	○	○	○	○	△		○	
	4級		△	△		△			○		○	○	○	○	○	△		○	
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1級	○	△	△	△			○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	
	2級	○	△	△	△			○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	
	3級	△※	△	△	△				△	○	△	○	○	○	○	△		○	
	4級		△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
	5級		△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
	6級		△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
内部障害	1級	○	△	△				○	△		○	○	○	○	○	△	△	○	
	2級	○	△	△				○	△		○	○	○	○	○	△	△	○	
	3級	※	△	△					△		○	○	○	○	○	△		○	
	4級		△	△						○		○	○	○	○	△		○	
知的障害者	(A)	○								○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	A	○								○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	B	※								○		○	○	○		△		○	
	C									○		○	○	○		△		○	
精神障害者	1級	○								○	△		△	※	○		△	△	○
	2級	※								○			△	※	○		△		○
	3級									○			△	※	○		△		○
難病患者等																			
所得に応じた負担の有無																			
所得制限の有無																			○
本文ページ		49	50	51	51	56	58	59	86	61	62	69	69	69	69	70	71	71	73
備考		※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害に限る	自身の取得する免許とする改造に限る	自身の運転に必要と	外出の際車いすが必要な下肢・体幹機能障害者				1回限り	排気量により負担有り		顔写真が貼付されている手帳に限る	※は一部のタクシー事業者で割引実施	12歳以上に限る			平衡機能障害を除く	

(注) 個人番号確認書類のうち、通知カードは、令和2年5月25日以前に交付されているもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用が可能です。また、「個人番号通知書」については、「番号確認書類」や「身元確認書類」としてはご利用になれませんのでご注意ください。